

明治小学校

いじめ防止基本方針



2021年4月
奈良市立明治小学校

明治小学校いじめ防止基本方針

学校番号 412
学校名 明治小学校
学校長 東出 美佐

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条）

(2) いじめに対する理解

いじめは、どの学級でも、どの子にも起こり得る問題である。また、いじめは、子どもの心を深く傷つけ、人格形成に悪影響を与える憂慮すべき人権問題である。したがって、いじめの早期発見と未然防止は、教師にとって重大な課題であるという認識を強く持つことが重要である。いじめの問題を解決するためには、「いじめであるか否か」ということより、「いじめであるかもしれない」、「いじめに発展するかもしれない」という視点に立って子どもを観察し、関わるようにする。更に、「いじめられている」と、声を上げることができない子の気持ちや、「いじているのではない」と思う子の気持ちを理解しながら指導する必要がある。

(3) いじめの認知についての考え方について

ア いじめの認知

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法（以下「法」と記す）第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用ながら、認知していく。

イ いじめの判断

- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた児童生徒の感じる被害感情に着目して見極める。（例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合。インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合。）
- いじめに当たると判断した場合であっても、全てが厳しい指導を要するとは限らない。（例：好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合 など）

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- ①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- ③いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われるという意識で対応する。
- ④家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

- ①魅力ある授業・学級・学校づくり
- ②生命や人権を大切にする指導
- ③「いじめに関する授業」の実施、児童会による取組への支援
- ④インターネット、メール等の実態調査、情報モラル指導
- ⑤いじめに関する職員研修の計画、実施
- ⑥PTA・学校評議員会・関係機関との連携強化
- ⑦なかよし遊びや全校集会などたてわり班活動による児童の居場所づくり
- ⑧特別に配慮を要する児童の理解
- ⑨学校評価による検証と基本方針の見直し

(2) いじめの早期発見について

- ①年3回の「いじめアンケート」による実態把握と分析
- ②スクールカウンセラーによる教育相談や電話相談等の状況の把握
- ③心や体の健康調査(いじめ)による情報の収集
- ④作文、生活ノート、教育相談による情報の収集
- ⑤学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集
- ⑥毎月定期的に児童理解の研修を行い、生徒指導交流を行う。

(3) 迅速な対応について

- ①速やかにいじめ対策校内委員会を開き、対応策の検討を行い実施に移す。
- ②被害児童やその保護者へのケア
- ③加害児童に対する組織的・継続的な観察、指導
- ④市教育委員会「いじめ防止生徒指導課」との情報共有
- ⑤全校体制での児童の見守り
- ⑥地域人材を活用した登下校の見守り

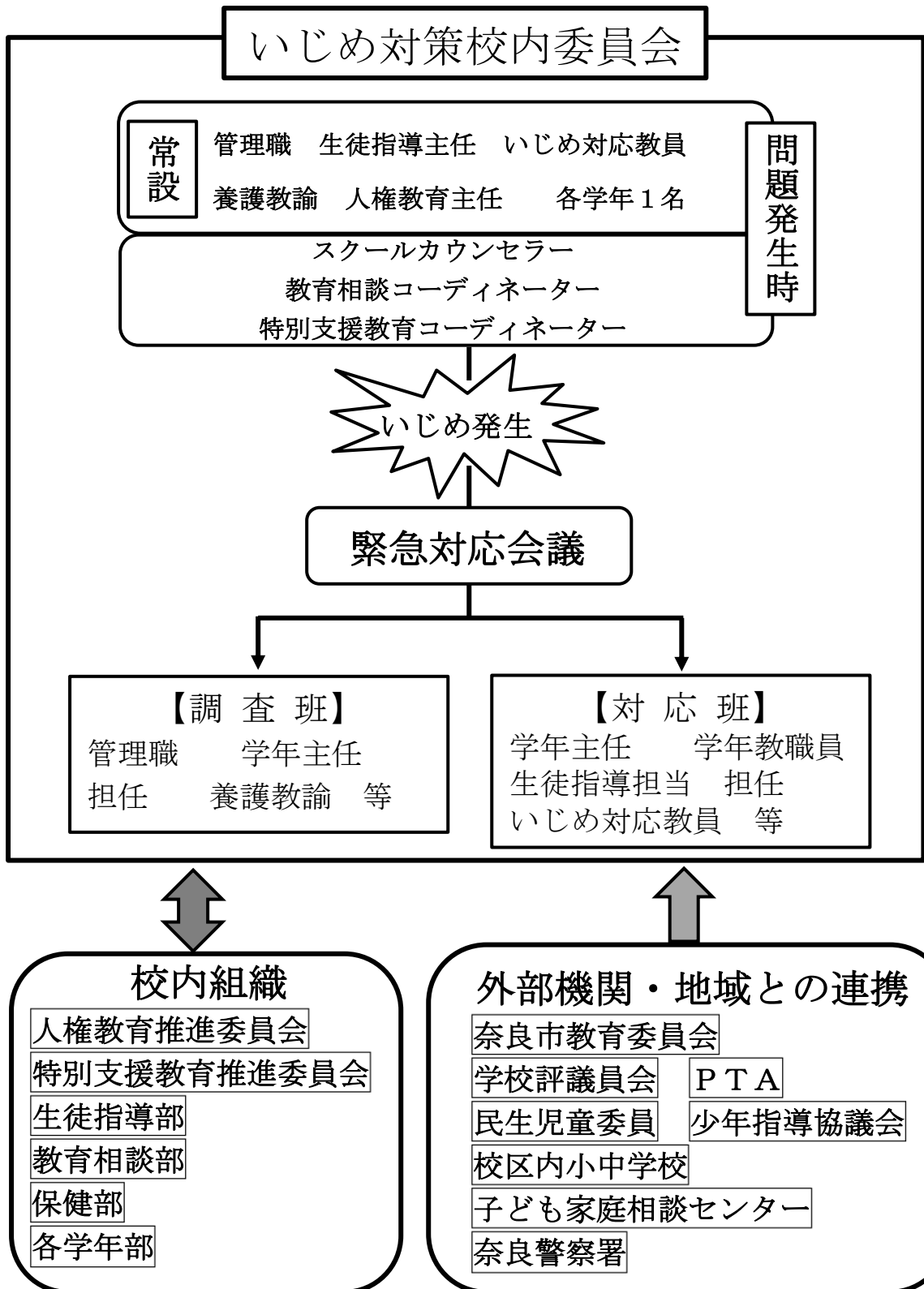
(4) 特に配慮が必要な児童への対応について

- ①発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ②海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒
 - ③言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童生徒
 - ④性同一障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ⑤東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒
- ※ 上記の児童生徒を含め、学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特色をふまえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

(5) 組織及び体制について

○いじめ対策校内委員会

- ・生徒指導部を中心に「いじめ対策校内委員会」を構成する。
- ・「いじめ対策校内委員会」の会議は、原則として学期に1回行う。
- ・いじめ問題が発生した時は、即座に「いじめ対策校内委員会」を招集する。



3 重大事態への対処

(1) 重大事態について（重大事態とは）（いじめ防止対策推進法 第28条）

- ①いじめにより児童の生命, 心身, 財産に重大な損害が生じた疑いがあると認める場合
 - ※保護者から心身に重大な被害が生じたという訴えがある場合
 - ※保護者から重大事態に至ったという申し立てがある場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを与儀なくされている疑いがあると認める場合
 - ※児童・保護者からいじめの訴えがあり、欠席が30日を経過した場合

(2) 重大事態への対処の方法について

- ①市教育委員会への報告と連携
- ②被害児童に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底
- ③被害児童への緊急避難の検討
- ④加害児童への対応とサポートの検討
- ⑤警察への相談や通報・子ども家庭相談センター等との連携
- ⑥緊急保護者説明会開催の検討
- ⑦いじめ防止対策推進法28条に基づく調査を実施するため、教育委員会が設置する組織との連携・協力

(3) 調査結果の提供及び報告について

- ①調査に関する留意点
 - 「いじめはなかった」などの憶測を排除したうえで調査に臨む。
 - 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して、調査の目的・調査方法・調査結果の提供等について説明し同意を得る。
 - 被害児童生徒・保護者の心情に配慮した言動につとめる。
 - 加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。
 - 学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録・いじめの通報・相談内容の記録・児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録、教職員による手書きのメモ等も、重要な調査記録として取り扱う。
- ②調査結果の提供
 - 学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な状況を提供する責任を有する。
 - 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
 - 情報提供にあたっては、教育委員会と相談のうえ行い、経過報告を行う。
- ③調査結果の報告
 - 調査結果については、適時、教育委員会に行う。
 - 上記①の説明の結果をふまえて、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合は、当該の児童又はその保護者の所見をまとめた文章を報告書に添付する。